

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄28中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、同欄29中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項の欄35中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄20中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、同欄21中「第二十五条の二第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項の欄21中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

別表第三第一号専決事項の欄9中「第二十四条」を「第二十五条」に、同欄12中「第二十三条」を「第二十四条第三項」に、同欄13中「第十条」を「第九条」に改め、同表第二号専決事項の欄29中「第四十二条」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。